

○厚生労働省令第八十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第五項及び第十二条の二第二項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「次に掲げる」を「医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第九条の二第三項中「次に掲げる」を「インターネットの利用その他適切な」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第三十五条第二項中「前項第五号の下に」を併後存続する医療法人の」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することがができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。</p> <p>一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用した方法</p> <p>二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法</p> <p>第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容を次に掲げる方法により公表するものとする。</p>

第三十五条 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

一 インターネットを活用した方法

二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法

第三十五条 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。